

終了時見直し関係参考資料

- ・ 独立行政法人の業務及び組織の見直し等について（概要）：記者説明資料
..... P.1
- ・ 平成27年度に中（長）期目標期間が終了する法人の業務及び組織の見直しについての意見のポイント（法人個別指摘事項）：記者説明資料
..... P.6
- ・ 平成27年度に中（長）期目標期間が終了する法人の業務及び組織の見直しについての意見
..... P.13

独立行政法人の業務及び組織の見直し等について(概要)

(平成27年11月17日独立行政法人評価制度委員会)

- 独立行政法人評価制度委員会は、改正独法通則法に基づき、政府で唯一の第三者機関として、本年4月1日に発足

【新しい独立行政法人制度】

- ✓ 主務大臣を法人の評価主体と位置づける等、法人の目標策定・評価において主務大臣が一貫して責任を持つ仕組みを構築
- ✓ 委員会は、主として、中期目標期間終了時における主務大臣の行う業務・組織の見直しの内容をチェック

- 11月17日の委員会において、以下の意見等を取りまとめ(改正独法通則法施行後初めて)

平成27年度に中期目標期間が終了する法人の業務・組織の見直しについての意見:36法人

- 
- 国の政策実施機能の最大化、大臣の下でのPDCAサイクルの強化という独法改革^(注)の趣旨が達成されるよう、以下の事項について指摘。
 - ①統合する法人の統合効果の最大化
 - ②組織・業務の見直し内容の具体化・深化
 - ③国の政策上の位置づけや法人の政策目標の明確化
 - ④組織運営・ガバナンスの適正化
 - ⑤財務内容の改善

※これと併せて、主務大臣の行った年度評価等の結果について、評価の根拠・理由の合理性について点検し、評価の改善及び適正化に向けた指摘事項を取りまとめ。

⇒ 平成26年度の業務実績に関する評価結果(年度評価等)についての点検結果

(注)「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

…過去の累次の独立行政法人改革の集大成として、独立行政法人の組織・制度面での抜本的な見直しを行うもの

①2法人を廃止、19法人を8法人に統合(27年度又は28年度) → 法人統廃合法(成立済)

②組織の特性を踏まえた法人類型の整理(中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人)

③PDCAサイクル強化のための目標・評価の仕組み(総務大臣の定める指針、評価制度委員会のチェック)

④法人ガバナンスの強化(監事権限の強化、内部統制の仕組みづくり)

通則法の改正
(27年4月1日施行)

独立行政法人の業務及び組織の見直しについて

(平成27年度に中期目標期間が終了する法人(36法人)の業務・組織の見直しについての意見)

【①法人の統合効果の発揮の最大化】

- 法人の統合効果(シナジー)が最大限発揮されるよう、①類似・関連する事業部門の統合・再編、②間接部門の共通化、効率化、③業務執行、組織・人事管理における一体的なマネジメント体制の構築、④研究開発業務については、**新たな研究課題への対応、研究開発成果の最大化に寄与する研究実施体制**(研究部門の再編など)を構築。

[農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、種苗管理センター]

- 4法人それぞれが担う基礎的研究(生物研、環境研)、応用・実用化研究(農研機構)、業務に関する研究(種苗管理)を融合した新たな研究課題への取り組みにおいて、研究部門(例:果樹研究所)を4法人横断的に再編、研究ユニット(例:リンゴ研究領域)や研究員の機動的・柔軟な配置等を実施。

[水産大学校、水産総合研究センター]

- 水産大学校の行う学理・技術の研究と、水研センターの行う行政・産業・地域振興対応の研究を統合し、基礎から応用・実証まで一貫した研究を効果的に実施する観点から、研究部門の再編、研究ユニットや研究員の機動的・柔軟な配置等を実施。

[交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人]

- 自動車の設計から使用に至るまでの業務を総合的に実施するため、交通研の行う自動車の新車の型式指定審査、車検独法の行う車検審査・リコール技術検証業務について、一元的に担当する役員の設置、現場レベルでの緊密な連携確保の仕組みなどを整備。

[海技教育機構、航海訓練所]

- 座学(教育機構)及び乗船実習(訓練所)の一貫した教育や、施設・設備の一体的運用(例えば、操船シミュレーター(教育機構)と、練習船(訓練所))などを、次期中期目標において具体化。

[海上技術安全研究所・港湾空港技術研究所・電子航法研究所]

- 3研究所の連携を推進するため、研究企画部門の強化、理事長等の権限と責任による研究資源(予算、人事、組織等)の適切な配分を可能とする仕組みの構築などを検討した上で、次期中長期目標に統合法人のミッションを明記。

[労働安全衛生総合研究所]

- 労働者健康福祉機構との統合に関し、本法人の行う労働災害防止に係る基礎・応用研究と、機構の労災病院が有する臨床研究機能の統合効果が最大化されるよう、研究課題に係る具体的なロードマップの策定、研究成果の明確化

【②組織・業務の見直し内容の具体化】

【主な法人別指摘事項】

- 東京事務所の広島への移転(政府機関移転の取組)について、政策上の効果、内部統制・コスト削減の効果を、次期目標期間中に検証。 [酒類総合研究所]
- 国から移管される自動車登録業務(登録基準の適合性審査)について、①事務・人員の移管スケジュール、②既存業務(型式指定審査、自動車検査、リコール技術検証)とともに効果的に実施する枠組みを次期目標に明記。 [交通安全環境研究所、自動車検査独立行政法人]

【③国の政策における位置づけや政策目標の明確化】

- 法人が国の政策を効果的・効率的に実現できるよう、①国の政策上の位置づけや、法人の役割(ミッション)、達成すべき成果(アウトカム)を明らかにした上で、②これらに沿って組織・業務の見直し(業務の選択と集中など)を行い、③成果を的確に測定できる具体的・定量的な目標を設定。④その際、民間・他法人の役割分担を明確化するとともに、適切な連携。
- 特に、研究開発法人については、研究ロードマップの活用などにより研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、研究開発の成果(アウトカム)が的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定。

【主な法人別指摘事項】

- 社会人女性をターゲットとした「女性教育」から、男性・民間企業・大学等を対象とした「男女共同参画」への役割の広がり、「すべての女性が輝く社会」の実現が政府の最重要政策と位置づけられていることを踏まえ、調査研究の成果の明確化、研修ビジョンの明確化、広報活動の具体的な目標を設定すべき [国立女性教育会館]
- ①新たな情報通信技術戦略の在り方(情報通信審議会答申…IoT、データ利活用、災害対策等を重点分野とするもの)を踏まえ、アウトカムを踏まえた具体的・明確な目標の設定等 [情報通信研究機構]
②「経済産業政策に関する研究のハブ機能」という法人の立ち位置を明確にするため、目標・成果・スケジュール等のロードマップを定め、進捗状況を定期的に確認するなど、研究マネジメント体制を充実 [経済産業研究所]
③環境研究・技術開発の推進戦略(中央環境審議会答申…低炭素、資源循環等に重点化)を踏まえ、法人のミッション・アウトカムの明確化、目標の達成時期・達成水準を明確化、報告体制の整備や責任者の明確化など研究マネジメントを強化 [国立環境研究所]
- 大学入試情報の提供業務について、民間(大手予備校)でも充実した情報が提供されていることから、必要性を検証すべき [大学入試センター]
- 全国の博物館や美術館のナショナルセンターとして、国の政策の達成のためどのような成果を上げるのかを明確化するとともに、これと整合的な形で、①入場者数等について適切な目標等の設定、②調査研究の具体的な目標等の設定、③標本・資料や美術品等の収集・保管の方針を確立すべき。 [国立科学博物館][国立美術館][国立文化財機構]

【④組織運営・ガバナンスの適正化】

- 内部統制システムに関する事項を**確実に目標等に定めるとともに**、当該システムが**確実に機能を発揮した上で**、法人の長のリーダーシップの下で組織・業務の運営がなされるための**具体的な取組**の実践。
(…トップの指示が全組織内伝達、マネジメント上必要なデータを法人トップ・組織内で共有、継続的にモニタリング)
- 本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する**情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化**。
- **法人の組織・人事管理**において、**法人のミッション、アウトカムと統合的な人材育成・登用方針を明確化**。
(…研究開発分野にあつては、外部人材の招聘・人事交流等による外部の専門的知見の活用、大学とのクロスアポイントメント制度の導入等)

【⑤財務内容の改善】

- 管理会計の手法の活用等による予算管理の徹底、運営費交付金の適切・効率的な使用など、予算執行の効率化
- 繰越欠損金について、解消計画の策定、確実な清算処理などにより計画的かつ着実な処理
- 出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実。

※ 独立行政法人の他、国立大学法人等の主要な事務・事業の見直しについても、法人としてのガバナンス強化、経営基盤強化、業務運営の効率化について指摘を行う。

平成27年度の見直し対象法人(36法人)

所管府省	独立行政法人	所管府省	独立行政法人	
総務省	(研)情報通信研究機構	農林水産省	(中)家畜改良センター	
財務省	(中)酒類総合研究所		(研)国際農林水産業研究センター	
文部科学省	(中)国立特別支援教育総合研究所		(研)森林総合研究所	
	(中)大学入試センター		(中)水産大学校	} 28年4月 統合
	(中)国立青少年教育振興機構	(研)水産総合研究センター		
	(中)国立女性教育会館	経済産業省	(中)経済産業研究所	
	(中)国立科学博物館		(中)工業所有権情報・研修館	
	(中)国立美術館	国土交通省	(中)航海訓練所	} 28年4月 統合
	(中)国立文化財機構		(中)海技教育機構	
	(中)教員研修センター		(中)航空大学校	
	(研)物質・材料研究機構		(中)交通安全環境研究所	} 28年4月 統合
	(研)防災科学技術研究所	(中)自動車検査		
(研)放射線医学総合研究所	(研)土木研究所			
厚生労働省	(中)労働安全衛生総合研究所	(研)建築研究所		
農林水産省	(中)種苗管理センター	(研)海上技術安全研究所	} 28年4月 統合	
	(研)農業・食品産業技術総合研究機構	(研)港湾空港技術研究所		
	(研)農業生物資源研究所	(研)電子航法研究所		
	(研)農業環境技術研究所	環境省	(研)国立環境研究所	

労働者健康福祉機構と統合
(28年4月)

28年4月
統合

28年4月
統合

28年4月
統合

28年4月
統合

28年4月
統合

※注1: 図中の(中)は中期目標管理法、(研)は国立研究開発法人

※注2: 上記の独立行政法人のほか、今年度の見直し対象には、国立大学法人(86法人)・大学共同利用機関法人(4法人)が含まれる

平成 27 年度に中(長)期目標期間が終了する法人の
業務及び組織の見直しについての意見のポイント
(法人別個別指摘事項)

平成 27 年度の見直し対象法人(36 法人)

所管府省	独立行政法人	
総務省	国立研究開発法人情報通信研究機構	
財務省	独立行政法人酒類総合研究所	
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
	独立行政法人大学入試センター	
	独立行政法人国立青少年教育振興機構	
	独立行政法人国立女性教育会館	
	独立行政法人国立科学博物館	
	国立研究開発法人物質・材料研究機構	
	国立研究開発法人防災科学技術研究所	
	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	
	独立行政法人国立美術館	
	独立行政法人国立文化財機構	
独立行政法人教員研修センター		
厚生労働省	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	28 年 4 月 労働者健康福祉機構と統合
農林水産省	独立行政法人家畜改良センター	
	独立行政法人種苗管理センター	28 年 4 月 統合
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	
	国立研究開発法人農業生物資源研究所	
国立研究開発法人農業環境技術研究所		
所管府省	独立行政法人	
農林水産省	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	
	国立研究開発法人森林総合研究所	
	独立行政法人水産大学校	28 年 4 月 統合
国立研究開発法人水産総合研究センター		
経済産業省	独立行政法人経済産業研究所	
	独立行政法人工業所有権情報・研修館	
国土交通省	国立研究開発法人土木研究所	
	国立研究開発法人建築研究所	
	国立研究開発法人海上技術安全研究所	28 年 4 月 統合
	国立研究開発法人港湾空港技術研究所	
	国立研究開発法人電子航法研究所	
	独立行政法人航海訓練所	28 年 4 月 統合
	独立行政法人海技教育機構	
	独立行政法人航空大学校	
	独立行政法人交通安全環境研究所	28 年 4 月 統合
	自動車検査独立行政法人	
環境省	国立研究開発法人国立環境研究所	

(注)これらの独立行政法人のほか、国立大学法人(86 法人)・大学共同利用機関法人(4 法人)が含まれる。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、
国立研究開発法人農業環境技術研究所、独立行政法人種苗管理センター

【法人概要：農業・食品産業技術総合研究機構】

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	平 13.4 農業技術研究機構 → 平 15.10 農業・生物系特定産業技術研究機構(生物系特定産業技術研究推進機構と統合) → 平 18.4 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(農業工学研究所、食品総合研究所、農業者大学校と統合) → 平 27.4 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構				
組織体制	本部(茨城県つくば市)、支所 36 箇所				
役職員数	役員数： 理事長(1)、副理事長(1)、理事(常勤 10)、監事(常勤3) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 2,607 人 非常勤職員数： 1,632 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	<p>① 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。</p> <p>② 農業機械化促進法(昭和 28 年法律第 252 号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>① 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。</p> <p>③ 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。</p> <p>④ 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。</p> <p>⑤ 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。</p> <p>⑥ 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。等</p>				

【法人概要：農業生物資源研究所】

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	大 3.4 農商務省蚕業試験場 → 大 14.4 農林省蚕系試験場 → (中略) → 昭 58.12 農林水産省農業生物資源研究所 → 平 13.4 独立行政法人農業生物資源研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人農業生物資源研究所				
組織体制	本部(茨城県つくば市)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 343 人 非常勤職員数： 414 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 ② 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと(③に掲げるものを除く。) ③ 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 ④ 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。 ⑤ 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。 等 				

【法人概要：農業環境技術研究所】

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 25.4 農林省農業技術研究所 → 昭 53.7 農林水産省農業技術研究所 → (再編) → 昭 58.12 農林水産省農業環境技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人農業環境技術研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人農業環境技術研究所				
組織体制	本部(茨城県つくば市)				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 162 人 非常勤職員数： 182 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。 				

【法人概要：種苗管理センター】

所管	農林水産省	主管課	食料産業局知的財産課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	① 昭 22.4 農林省茶原種農場、② 昭 22.7 農林省馬鈴薯原原種農場(北海道中央ほか)、③ 昭 24.5 農林省種苗検査室、④ 昭 39.7 農林省馬鈴薯原原種農場(雲仙)、⑤ 昭 40.10 農林省さとうきび原原種農場(鹿児島)、⑥ 昭 53.7 農林水産省さとうきび原原種農場(沖縄) 再編統合①～⑥ → 昭 61.12 農林水産省種苗管理センター → 平 13.4 独立行政法人種苗管理センター				
組織体制	本部(茨城県つくば市)、支所 11 箇所				
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(非常勤2) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数： 293 人 非常勤職員数： 98 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。				
業務の範囲	① 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。 ② 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。 ③ ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。 等				



【意見のポイント】

- 「攻めの農林水産業」など国の政策を踏まえたアウトカム目標の策定とその達成時期を明確化し、統合法人一体として研究ロードマップを作成すべき。研究開発成果の最大化の観点から、研究評価体制を再編し一体的に運用し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行う研究マネジメント体制を構築するものとする。
- 統合に伴う研究体制等(研究部門の再編、ユニットの機動的再編、研究員の柔軟な配置等)の見直しを実施するものとする。
- 民間研究促進業務について、繰越欠損金の解消に向けた解消計画の作成、事業化が進まない原因等の把握と事後研究の促進等販売に結び付く取り組みについて重点的に指導・助言を行うものとする。
- 農業生物資源ジーンバンクは、政府の育種目標に応じた収集や野生種が日本に存在する戦略的にも重要な遺伝資源の収集とともに、今後は、6次産業化の推進など農林水産政策の実現という観点も取り入れた収集を行うものとする。
- 種苗管理センターの業務は、農林水産行政の実施機関としてできる限り定量的なアウトプットに着目した目標を定め、できる限りアウトカムに着目した目標を定めるものとする。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

【法人概要】

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局研究調整課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	昭 45.6 農林省熱帯農業研究センター → 昭 53.7 農林水産省熱帯農業研究センター → 平 5.10 農林水産省国際農林水産業研究センター → 平 13.4 独立行政法人国際農林水産業研究センター → (平 20.4 独立行政法人緑資源機構より一部業務承継) → 平 27.4 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター				
組織体制	本所(茨城県つくば市)、熱帯・島嶼研究拠点(沖縄県石垣市)				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 171人 非常勤職員数: 146人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	① 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 ② ①の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。等				



【意見のポイント】

1. 諸外国における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、技術の向上に寄与することを目的としているが、我が国の国益(食料安全保障)に寄与する観点を持った中長期目標を策定するものとする。
2. 農業系統合法人と連携強化を通じ、研究開発を推進していく上で必要となる技術や能力等及び研究シーズの相互利用を可能とする仕組みを両法人間で構築するとともに、海外における研究成果のうち、国内の生産者・企業等が活用できる技術シーズ等が得られた場合には、実用化を担う統合法人等と連携し、早期に国内外における事業化等に繋げるものとする。

国立研究開発法人土木研究所

【法人概要】

所管	国土交通省	主管課	大臣官房技術課	中期目標期間	平 23.4.1～28.3.31(5年)
沿革	大 10.5 内務省土木局道路材料試験場設立 → 平 13.1 国土交通省土木研究所 → 平 13.4 独立行政法人土木研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人土木研究所				
組織体制	総務部、企画部、つくば中央研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター、先端材料資源研究センター(茨城県つくば市)、寒地土木研究所(北海道札幌市) 等				
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1) (平 27.4.1 現在) 常勤職員数: 449 人 非常勤職員数: 145 人 (平 27.4.1 現在)				
法人の目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資すること。				
業務の範囲	① 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。 ② 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。				



【意見のポイント】

1. 研究開発の実績についての適切な評価を行うため、
 - ① 「一定の事業等のまとめ」を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標設定
 - ② 研究内容について不断の見直し・重点化
 - ③ 適切な評価軸の設定
 - ④ 適切な研究マネジメント体制の構築を行うべき。
2. 国立研究開発法人としてのミッションを明確にし、研究成果が国においてどのように利活用されることを目指すのか明記すべき。
3. 寒地土木研究所の研究成果を国土全体で活用するために組織体制・運用を見直し、寒地土木研究所に係る土木研のミッションを明らかにすべき。

平成 27 年度に中(長)期目標期間
が終了する法人の業務及び組織の
見直しについての意見

平成 27 年 11 月 17 日

独立行政法人評価制度委員会

平成 27 年度末に中(長)期目標期間が終了する農林水産大臣 並びに財務大臣及び農林水産大臣所管独立行政法人の業務 及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容 についての意見

平成 27 年度末に中(長)期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の見直しについて、当委員会における調査審議の結果、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、Ⅰに示すとおりである。貴省におかれては、法人類型や業務内容の特性を踏まえ、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

加えて、農林水産大臣所管の 8 法人（独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人水産総合研究センター）並びに財務大臣及び農林水産大臣所管の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に関し、平成 27 年度末の中(長)期目標期間終了時における業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容についての個別的な意見はⅡ以下に示すとおりであり、当該意見の趣旨が最大限活かされるよう、見直しを進められたい。

Ⅰ. 各大臣所管法人共通

第 1 独立行政法人の統合効果の発揮の最大化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「改革方針」という。）においては、国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を強化し、適切なガバナンスを構築していく観点から類似業務を実施等している法人を統合することとされたところ、このうち多数の法人は、平成 27 年度に中(長)期目標期間が終了することとなる。

法人を統合する場合においては、改革方針で示された考え方に沿って、適切な時間軸の下で、法人の政策実施機能の最大化、業務の質と効率性の向上という統合効果が最大限発揮されるよう、以下のような措置を講ずるものとする。

- ① 統合法人の業務を効率的に実施する観点から、類似又は互いに密接に関連する事業部門の統合・再編を行う。
- ② 統合定着後における組織・経費の合理化の効果の発揮に向け、間接部門の共通化、効率化などの取組を着実に進める。
- ③ 事業部門間での業務執行を統合的に担当する役員の設置、法人の長の権限の下での予算・人員等の資源配分の実施など、統合法人における一体的なマネジメントが確実に行われるような体制を構築する。
- ④ 特に研究開発業務については、研究内容の特性を踏まえつつも、「研究開発

成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、

- ・ 研究部門や研究ユニットの機動的な再編、研究員等の柔軟な配置、
- ・ ICTやテレビ会議を活用した日常的な研究情報の交換、
- ・ 研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用の活性化

などの新たな研究課題への適応、研究開発成果の最大化に向けた取組を行う。

第2 国の政策における位置づけの明確化

独立行政法人は国の政策の実施機関であることを踏まえ、法人の業務は、国の政策上の目的を効果的かつ効率的に実現する観点から実施される必要があるとともに、社会経済情勢が変化する中においては、国の政策の方向性の変化に適時・確実に対応して重点化・効率化が図られなければならない。

また、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下におけるPDCAサイクルを十分に機能させるという独立行政法人改革の趣旨に照らしても、法人の業務は主務大臣の政策と整合的に実施される必要がある。

こうした基本的な考え方の下、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定。以下「目標策定指針」という。）等に沿って、

- ① 国の政策の中で法人の業務がどのように位置付けられるかを目標において明らかにするとともに、法人の業務及び組織の見直しは当該国の政策の方向性に沿って行う。
- ② 当該国の政策目的を実現するためにどのような成果を達成すべきなのかを目標において明らかにした上で、当該成果を的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定する。
- ③ 国の政策との関係については、法人を所管する主務大臣の政策のみならず、当該政策と関連する他の大臣の政策も含めて国の政策全体の中で整合的に整理するとともに、法人の位置づけにおいては民間部門や関連する他の法人との役割分担を明確化し、必要な連携を図る。

といった措置を講ずるものとする。

第3 政策目標の明確化

目標策定指針においては、主務大臣は、法人に対し、国の政策体系に位置づけられた的確かつ明確な役割（ミッション）を与え、目標において具体的かつ明確に記載することとされている。また、法人の達成すべき目標は、法人のミッションに基づいて、アウトプット（法人の直接的な活動の成果）のみならず、できる限りアウトカム（法人の直接的な活動が国民生活や社会経済に及ぼす影響や効果）に着目して定めることとされている。

上記を踏まえ、法人の業務及び組織の見直しにおいては、国の政策の方向性に沿って行うことはもとより、法人のミッションの実現、アウトプットのみならずアウトカム達成に向けて、業務の廃止・縮小・重点化、予算や人員の的確な投入などの選択と集中を行うとともに、アウトカムが的確に測定できるような具体的かつ定量的な目標を設定するものとする。

国立研究開発法人についても、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、当該法人のミッションの実現、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）の達成に向け、可能な限り、工程表の活用などにより、研究成果の達成水準・達成時期を段階的に明確化していくとともに、アウトカムの寄与・実現への貢献を的確に測定できるような具体的かつ明確な目標を設定するものとする。

第4 組織運営・ガバナンスの適正化

- 1 独立行政法人改革は、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図ることを目的とするものである。

目標策定指針や既往の通知、当委員会の意見では、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段として、内部統制システムの充実・強化が挙げられているところであり、法人の長の下で自律的なPDCAサイクルを十分に機能させる観点からも、目標策定指針等に沿って、内部統制システムの整備に関する事項を確実に目標等に定めるものとする。

加えて、各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みの構築
- ② 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 不祥事案が発生した法人にあつては、再発防止策を講じるのみならず、内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングなどの具体的な取組を、法人内電子掲示板システム、テレビ会議システム、文書管理・決裁の電子化といった形で情報伝達・共有の手段としてICT技術を活用するなどにより、法人の長のリーダーシップの下、日常的に進めていくものとする。

- 2 法人の組織・業務運営や、法人への信頼性確保においては、リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、情報セキュリティを適切に行うことが重要であるところ、特に個人情報保護、情報セキュリティにつ

いては、本年9月の「サイバーセキュリティ戦略」の改定などを踏まえ、法人の保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化などに取り組むものとする。

- 3 法人の組織・人事管理についても、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、法人のミッション、アウトカムの達成の観点から具体的かつ明確な目標を設定し、法人の長がリーダーシップを発揮してこれに当たる必要がある。その際、
- ① 先進的な研究分野など、外部の専門的知見が特に求められる分野については、外部人材の招へいや人事交流の計画的・積極的实施
 - ② 研究開発にあっては、法人と大学等の技術シーズの円滑な橋渡しに資するよう、クロスアポイントメント制度の導入
- などを行いつつ、法人のミッション、アウトカムと統合的な人材育成・登用方針を明確化していくものとする。

第5 財務内容の改善

独立行政法人が、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な業務運営を行い、法人の政策実施機能の最大化を図るためには、財務内容の改善・適正化が必要である。

このため、法人の財政規律、調達合理化等に関し、改革方針をはじめとする既往の政府決定に基づく取組を着実に実施するほか、以下のような措置を講ずることとされたい。

- ① 業務及び組織の見直しを通じた事務・事業の運営の合理化・適正化・効率化や、管理会計の手法の活用による個々の業務の予算管理の徹底などにより、予算執行を効率化する。特に、運営費交付金は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われているものであることに留意し、適切かつ効率的に使用することに努める。
- ② 繰越欠損金については、収益改善、経費節減、債権管理・回収の厳格化等に留意した欠損金解消のための計画を策定するほか、これらによる欠損金解消の見込みがない場合には、業務内容や欠損金の性質に留意しつつ、当該業務を廃止した上で一定年限を区切って確実に清算するなど、欠損金の計画的かつ着実な処理に努める。また、今後の欠損金の発生防止のため、財務基盤の改善に努める。
- ③ 法人の経営の自律性を向上させるとともに、国の歳出への依存度を低下させる観点から、適切な受益者負担の要求、法人トップの主導による戦略的な広告・宣伝活動、保有施設の一般利用への開放などの自己収入の増加に向けた措置を具体化するとともに、遊休施設がある場合には売却、他用途への転用など保有資産の有効活用に取り組む。

- ④ 出融資業務について、事前に出融資の適否についてリスク分析を行う部門・担当者を設けるなど、財務マネジメントを充実する。
- ⑤ 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、業務内容が類似する法人間における共同調達の実施や、地域的に近接する法人間における間接業務の共同実施などを進める。併せて、シェアードサービスを活用する観点に留意しつつ、財務・会計・情報システム等の法人運営に共通的な事項に係る研修の共同実施によるノウハウの共有化や、各法人で構築しているテレビ会議などのシステムを法人間で利用できる仕組みの導入等法人運営に係るシステムの共用化についても進めていく。

Ⅲ. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センター

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)、国立研究開発法人農業生物資源研究所(以下「生物研」という。)、国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「農環研」という。)及び独立行政法人種苗管理センター(以下「種苗管理センター」という。)は、平成28年4月に統合し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「統合法人」という。)に再編されることとなっているところ、これらについての意見は以下のとおりである。

【統合に関する意見】

第1 事務及び事業の見直し

1 アウトカム目標達成に向けた調査研究業務の重点化

農研機構の現中長期目標期間における調査研究業務については、例えば「園芸作物の高収益安定生産システムの開発」では、「年間作業時間を慣行栽培に比べ2割以上削減できる省力的かつ安定的な高品質果実生産技術を確立する」などアウトカムと関連した具体的な達成水準が定められた目標となっているが、中長期目標期間中に達成される研究開発であることが明らかであるとして、当該目標の達成時期が明確になっていない。また、例えば生物研についても、「画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備」では、「農業生物のゲノム解読と高度な解析、生体分子の構造・機能解析及びそれらを可能にするバイオインフォマティクス研究などを推進する」研究開発について、「食料自給率の向上や農業・農村の6次産業化の推進等の農政課題や地球規模での環境問題に技術面での確に対応していく」などアウトカムと関連した具体的な達成水準が定められた目標となっているが、農研機構同様、中長期目標期間中に達成される研究開発であることが明らかであるとして、当該目標の達成時期等が明らかとなっていない。

農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月農林水産業・地域の活力創造本部)では、①国内外の需要の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のためのバリューチェーンの構築、③農地の集約化など生産コスト削減等を通じた生産現場の強化、④農村の多面的機能の維持・発揮の4つの柱を軸に政策を再構築された。これは、農業の6次産業化等による所得の増大、農林水産物の輸出増加等の内容を含む、いわゆる「攻めの農林水産業」を目指すものである。その後、この方向にこれまでの施策の評価を加え、食料・農業・農村施策の改革を進める観点から、平成27年3月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されている。このため、次期中長期目標期間においては、上記の国の政策を踏まえてできる限りアウトカムと関連させ

た具体的かつ明確な目標を策定するとともに、①開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合や、②中長期目標期間の終了を待たず達成が見込まれる場合などは、目標の達成時期も明確化するものとする。その際、統合法人一体として研究ロードマップを作成し、その活用を図るものとする。

また、種苗管理センター以外の3法人においては、外部有識者からなる外部評価委員会を年2回程度開催し、各研究課題における研究計画、研究の進展度及び研究目標の達成度等の評価を実施しているが、研究開発そのものの継続の可否を判断する仕組みとなっていない。

したがって、統合法人においては、研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、①研究評価体制を再編し一体的に整備・運用する、②種苗管理センターの業務に関する調査研究についても研究評価体制に組み込む、③研究評価においては、目標の達成状況を随時把握し、必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行うことを目的とする研究マネジメント体制を構築し、統合法人の限られた人的及び物的資源の適時・適切な配分を通じた研究開発業務の重点化を図るものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 統合に伴う研究体制等の見直し

統合により、主に生物研と農環研が担う基礎的研究と、主に農研機構が担う応用・実用化研究及び種苗管理センターが担う業務に関する調査研究を融合した研究の推進が期待されるところであるが、統合による新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、もって研究開発成果の最大化に資する観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を、統合法人横断的に実施するものとする。
- ② 研究ユニットなど研究を実施する組織等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築するものとする。
- ③ 上記の実効性を確保するため、研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築するものとする。
- ④ 統合後は、つくば地区を始め全国に拠点を持つ法人となることから、本所及び拠点に所属する職員相互間における、ICTやテレビ会議システムを活用した日常的な情報の交換、研究情報の共同発信を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及びシーズの相互利用を活性化する仕組みを構築するものとする。
- ⑥ 管理部門については、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、効率化するものとする。
- ⑦ 技術専門職員、研究補助員の内部組織をまたぐ柔軟な業務の実施を図る

ものとする。

【法人固有の意見】

(農研機構)

第3 繰越欠損金の解消

1 民間研究促進業務

農研機構は、農林水産業、飲食品産業、醸造業等の向上に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進することを目的として、平成18年度から22年度までに研究課題17件を採択し、委託研究を実施している。

本事業は、研究期間中は収益が生じず、委託費相当額が自動的に繰越欠損金として計上される仕組みとなっているが、農研機構は、当該業務の見直しにより、平成23年度から新規案件の採択を中止している。

農研機構は、民間研究促進勘定に計上されている研究開発委託費の売上納付による回収を図るため、研究実施期間中毎年度実施する年次評価及び終了時評価において、①試験研究成果の目標の達成状況、②受託者の事業化への取組状況等の概要、③売上納付計画の達成見込みやその変動要因の分析等を資料として取りまとめ、外部専門家・有識者からなる評価委員の評定の参考に資するよう評価委員会に提出している。また、評価委員会は終了時評価において、①現地調査、書面評価及び面接評価の実施、②技術関係と事業化関係ごとに評価項目・評価基準を設定し、それぞれの評価項目ごとに評定内容を数量化し、事業化への意見等も附して受託者に通知するとともに、③試験研究成果の概要と併せてウェブサイトで公表している。さらに、農研機構は、売上納付の実績額が計画額に比して一定程度下回っている場合には、委託費の総額の3割を上限として、計画額に対する乖離度に応じて委託費を返納させることとしている。

しかしながら、平成22年度から売上納付額の回収が開始されたものの、研究成果の実用化に至っていない案件や商品化されたが必ずしも販売が順調でない案件が多いなど、売上納付等による委託費の回収が平成26年度末で4億6千万円にとどまる一方、結果として繰越欠損金の平成26年度末の残高が約23億1千万円計上されているが(資料1参照)、当該繰越欠損金の解消計画は定められていない状況である。

このため、農研機構は、研究成果の早期実用化を図るとともに、すでに収益を上げているものについて更なる収益の増加により、着実に繰越欠損金の解消を図る観点から、次の措置を講じるものとする。

- ① 平成26年度をもって委託費の支出が完了していることから、今後は委託費の回収等の業務に傾注するものとする。
- ② 繰越欠損金の解消状況を随時把握し、必要に応じ研究受託者等に指導・助言を行うとともに、繰越欠損金の解消計画を定め、事業化の進捗状況を

踏まえた計画の随時見直しを行うものとする。

- ③ 採択案件のうち、事業化の進捗が採択時の事業計画通りに進んでいないものについて、なぜ事業化が進まないのか原因を把握し、事後研究の促進等販売に結び付く取り組みについて重点的に指導・助言を行うものとする。
- ④ 各種技術展示会等の機会を利用し、製品の需要者開拓やPRを積極的に行うものとする。

(生物研)

第4 農業生物資源ジーンバンクの収集方針

生物研は、生物遺伝資源を国内外から収集・受入して増殖・保存し、来歴や特性情報を整備して、食料・農業分野の研究開発のために広く提供する「農業生物資源ジーンバンク事業」（以下「バンク事業」という。）のセンターバンクであり、現在植物約21万5千点、微生物約2万8千点、動物約1千点を、サブバンクである農研機構等農業系国立研究開発法人等の本所及び拠点において分散して管理・運営している（資料2参照）。

バンク事業は、参画機関との情報交換を円滑にするため、各分野の専門家から、植物10名、動物2名、微生物2名の種類別責任者（キュレータ）を選任し、事業推進の効率化と密接な意思疎通を図るとともに、参画機関の責任者とキュレータを構成員とするジーンバンク連絡協議会において、年度事業実績や次年度計画を討議し遺伝資源収集方針等を事業評価委員会で最終決定する仕組みとなっている。

従来から、遺伝資源収集対象は政府の育種目標に応じた収集や、野生種が日本に存在する戦略的にも重要な遺伝資源収集（ツルマメなど）が行われているが、今後は、6次産業化の推進など農林水産政策の実現という観点も取り入れた収集を行うものとする。

(種苗管理センター)

第5 中期目標管理型法人に求められる目標の策定

種苗管理センターは国立研究開発法人として再編されるが、①品種登録に係る栽培試験、②農作物の種苗の検査及び③ばれいしょ等の原原種の生産・配布業務等、中期目標管理型法人として実施してきた業務については、農林水産行政の実施機関として、当該政策目的の達成に向けたできる限り定量的なアウトプットに着目した目標を定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めるものとする。

IV. 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

第1 事務及び事業の見直し

1 我が国の食料安全保障に寄与するアウトカム目標の設定について

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「本法人」という。）の現中長期目標期間における試験及び研究並びに調査に関する中長期目標では、例えば「開発途上地域の農林漁業者の所得・生計向上と農山漁村活性化のための技術の開発」では、「これらの地域において生産される多様な農林水産物の多面的な価値を評価し、有効利用のための新たな加工・流通・保管技術を開発する。」などの記述に留まり、研究開発活動の国や社会に対する効果（アウトカム）と関連させた目標となっておらず、また、当該目標の達成水準や中長期目標期間中に達成される研究開発であることが明らかであるとして、達成時期等が明らかとなっていない。

「農林水産研究基本計画」（平成27年3月31日農林水産技術会議決定）では、「地球規模の食料・環境問題に対処し、国際貢献を行う」ことが掲げられている。このため、次期中長期目標においては、上記の国の政策を踏まえたできる限りアウトカムと関連させた具体的かつ明確な目標を定めるとともに、①開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合や、②中長期目標期間の終了を待たず達成が見込まれる場合などは、目標の達成時期等も明確化するものとする。

また、本法人は、主に熱帯及び亜熱帯に関する地域その他開発途上国における農林水産業の技術向上のための試験研究を通じて、これら地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的としている。国立研究開発法人は、研究開発活動を通じた国や社会に対する効果（アウトカム）の創出を求められており、我が国の国益に寄与する観点から重要であることから、次期中長期目標においては、我が国の食料安全保障に対する寄与についても、具体的かつ明確な目標を定めるものとする。

2 IIIで掲げた統合法人との連携強化による効率的な業務運営の実施

本法人は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所と統合することとされ、統合を前提として、これら4法人の統合準備委員会が設置され、統合後の物品の共同調達や研究のあり方などについて様々な検討が行われた。また、委員会の下部組織である「国際研究のあり方ワーキンググループ」では、統合後の国際対応の基本方針、国際研究の目的、国際対応のための機能等については本法人の組織が中心として担うと整理された経緯がある。

その後、改革方針において、本法人は単独に存置することとされたが、統合を前提とした取組のうち物品の共同調達等については引き続き実施される

が、研究開発に関する連携については共同研究の実施以外目立った取組はない状況である。

今後の統合法人との連携に当たっては、物品の共同調達等物品・役務関係業務の効率化のみならず、両法人がつくば地区に比較的近い位置にあることも考慮し、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を可能とする仕組みを両法人間において構築するとともに、本法人の海外における研究成果のうち、国内の生産者や企業等が活用できる技術シーズ等が得られた場合には、実用化を担う統合法人等と連携し、早期に国内外における事業化等につなげる取組を実施するものとする。

さらに、本法人の対外活動上のメリット（ネームバリュー等）を活かし、統合法人の国際連携部門との緊密な連携を構築するものとする。

Ⅱ. 国立研究開発法人土木研究所

第1 事務及び事業の見直し

1 研究業務の目標設定等

国立研究開発法人土木研究所（以下「本法人」という。）の現中長期目標期間における調査研究業務については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映し得る成果を早期に得ることを目指す研究開発を重点的研究開発と位置付け、中長期目標期間中の研究費の概ね75%を充当し、残りを基礎的、先導的な研究開発に充てることとされており、加えて、研究開発について、共同研究件数の数値目標も設定されている（資料1参照）。

しかしながら、研究開発の定量的指標としては、上記研究費の充当及び共同研究件数が示されているのみで、研究開発についてアウトカムと関連させた数値目標や当該目標の達成水準、達成時期等が設定されておらず、研究開発成果の最大化の観点からの評価が十分でなかった。

上記を踏まえ、次期中長期目標においては、目標策定指針に基づき、①「一定の事業等のまとまり」(注1)を適切に定め、アウトカムの観点を十分踏まえた具体的・明確な目標を設定し、②上記①の目標の達成に向け、研究内容について不断の見直し・重点化を行い、③研究内容を適切に評価できる評価軸を設定するとともに、④目標の達成に向けた適切な研究マネジメント体制を構築するものとする。

(注1)「一定の事業等のまとまり」とは、目標策定指針において、「法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位」であり、「具体的には、法人の長から、法人の資源（予算、人事、組織等）配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が、評価の結果を業務の遂行に適切に反映できるような単位」とされている。（以下同じ）

2 国との役割分担の明確化

本法人は、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと、土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと等を業務とする国立研究開発法人である。

他方で、国土交通省には、施設等機関として、「国土の利用、開発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であって国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと」等の事務をつかさどる国土交通省国土技術政策総合研究所がある（資料2参照）ところ、本法人の業務は、従来から、国土交通省の政策体系の中で同研究所が行う研究業務との役割分担の下に行われてきている。

上記を踏まえ、次期中長期目標においては、適正な評価の実施に資するよう、国との役割分担を明記し国立研究開発法人としてのミッションを明確にするとともに、役割分担に基づき本法人が行う業務に関し、その成果が国においてどのように利活用されることを目指すのかということについて明記す

るものとする。

3 寒地土木研究所の位置付け、役割の明確化及び研究開発成果の最大化

国土交通省は平成13年1月の省庁再編において北海道開発庁、国土庁、運輸及び建設省を母体として発足したものであるところ、旧北海道開発庁の研究機関であった北海道開発土木研究所は、平成13年4月の独立行政法人化を経て平成18年4月に独立行政法人土木研究所と統合され、本法人の一部門として、北海道開発行政と連携し、北海道の特殊な気象条件等に起因した土木技術上の課題解決のための調査・試験・研究開発等を行っている（資料3参照）。

しかしながら、寒地土木研究所の研究開発の中には、例えば「雪氷災害の減災技術に関する研究」や「寒冷な自然環境下における構造物の機能維持のための技術開発」など、その成果を北海道に限らず国土全体において活用できるものもあると考えられ、本法人全体としての関与など活用を図るための方策が十分に確立されていない。

また、国土全体における土木に係る研究開発を行う中で、寒地土木研究所に係る本法人のミッションについて、現中長期目標において明確な説明がなされていない。

上記を踏まえ、研究開発の成果の最大化の観点から、寒地土木研究所の研究成果を国土全体において活用するための組織体制及び運用について見直しを行うとともに、次期中長期目標において寒地土木研究所に係る本法人のミッションを明らかにすることとする。